

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年10月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500184号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500037号

第1 結論

昭和51年4月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和57年4月から昭和59年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和60年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和61年7月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年4月から昭和53年3月まで
② 昭和57年4月から昭和59年9月まで
③ 昭和60年4月から昭和61年3月まで
④ 昭和61年7月から昭和62年3月まで

私の妻が、昭和53年4月頃に自宅を訪問してきたA市の非常勤職員に勧められ、国民年金に夫婦で加入し、その場で昭和51年分、昭和52年分及び昭和53年分の夫婦二人の保険料3年分をまとめて同市の非常勤職員に納付した。その後についても、夫婦二人の国民年金保険料をA市の非常勤職員に定期的に納付した。私の国民年金記録を確認したところ、請求期間①、②、③及び④の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、妻が昭和53年4月頃、自宅を訪問してきたA市の非常勤職員から勧められ国民年金に加入し、その場で国民年金保険料を3年分まとめて納付したと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和54年3月頃に払い出されたと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらないことから、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付したとする昭和53年4月当時、当該期間は未加入期間であり、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和54年3月時点において、請求期間は、過年度納付可能な期間又は第3回特例納付により納付可能な期間であるものの、A市は、当時、職員が訪問し集金していた国民年金保険料は、現年度保険料のみであり、過年度保険料及び特例納付保険料を収納することができなかった旨回答している。

さらに、請求者が所持する年金手帳の納付記録欄によると、請求期間①に係る年度の欄は空欄であることが確認できる上、A市が保管する請求者に係る国民年金記録確認票及び国民年金被保

険者台帳により、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記録は確認できない。

2 請求期間②、③及び④について、請求者は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA市の非常勤職員に定期的に納付していたと陳述しているが、当該期間の回数は3回に及んでいる上、請求者には当該期間以外にも未納期間や申請免除期間があることが確認できる。

また、前述の国民年金記録確認票及び国民年金被保険者台帳により、請求期間②、③及び④の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記録は確認できない。

3 請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者の妻が自身の国民年金保険料と請求者の保険料を合わせて納付していた旨陳述しているが、当該期間における妻の納付記録は、請求者と同様に未納と記録されていることが確認できる。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500172 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500038 号

第 1 結論

昭和 44 年 1 月から昭和 50 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 1 月から昭和 50 年 2 月まで

私の年金記録について確認したら、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録が無いことを知った。20 歳当時、大学入学前の浪人生であったが、両親から「人なみにせなりたい。人がすることはしとかんといかん。」と国民年金加入について諭され、母親の立ち合いの元で小組合の人に自宅に来てもらって、国民年金の加入手続を行い、母親が私の国民年金保険料を小組合の集金により納付していたはずなので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続に付き添い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたとする請求者の母親は、昭和 47 年 4 月に国民年金に任意加入し、60 歳に到達するまで、国民年金保険料を全て納付していることから、請求者の母親の納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の記録から、請求者に係る同記号番号は昭和 56 年 4 月から同年 10 月までの間に払い出されていることが推認できる上、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、当時、請求期間は未加入期間であり、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を小組合の集金により現年度納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母親は既に他界しているため、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について、具体的な陳述を得ることができない。

さらに、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500173 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500069 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 6 月

私は、平成 16 年 7 月 6 日から平成 19 年 7 月 6 日まで期間契約社員として、A 社 B 事業所に勤務したが、同年 6 月に勤務期間である 3 年分の退職功労金として 150 万円を支給された。今回、年金事務所から、当時の退職功労金から厚生年金保険料が控除されていたのではないかと照会を受けたので、調査の上、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る「平成 19 年 7 月度給与明細書」、「就業規則」及び C 社から提出された請求者に係る「お取引明細表」によると、請求期間直後である平成 19 年 7 月 13 日に A 社から請求者に対して、契約期間満了に伴う慰労金が支給されていることが確認できる。

しかしながら、前述の給与明細書の「控除」欄に厚生年金保険料の項目は確認できない上、A 社は、請求者に対して支給した慰労金に係る保険料の控除について、請求者は期間契約社員であり、同社の就業規則に明記されている慰労金として臨時的に支給したものであり、社会保険制度上における賞与としてみなさないことから、厚生年金保険料は控除していないと回答している。

また、D 企業年金基金が提出した請求者に係る加入者台帳及び D 健康保険組合が提出した請求者に係る組合員台帳によれば、請求期間における標準賞与額に係る記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として賞与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500120 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500070 号

第 1 結論

昭和 50 年 9 月頃から昭和 53 年 9 月頃までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 9 月頃から昭和 53 年 9 月頃まで

私は、昭和 50 年 9 月頃から昭和 53 年 9 月頃までの期間において、A 社に正社員として勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に勤務していたことは間違いないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る雇用保険の被保険者期間は、昭和 50 年 10 月 13 日から昭和 53 年 7 月 31 日までと記録されている上、同社の事業主及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者を記憶している旨陳述していることから、請求者は、請求期間の大部分において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、請求期間当時の関連資料等を保管しておらず、請求者の同社における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については不明であると陳述している。

また、前述の被保険者原票により請求期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、同僚が当時の同僚として氏名を挙げた者のうち複数の者については、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の複数の同僚について、A 社に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、雇用保険の被保険者期間が厚生年金保険の被保険者期間と一致しない者が散見されることから、請求期間当時、同社は、必ずしも全ての在職期間について、厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票により、請求期間を含む前後の期間にわたり、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500183 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500071 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から昭和 61 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 10 月頃に父が経営する A 社に入社し、販売員として勤務し、昭和 59 年 6 月頃からは、事務職の正社員として勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求者が請求期間のうち、昭和 59 年 6 月 6 日から昭和 61 年 1 月 31 日までの期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求者の父親である同社の元事業主及び当時の経理担当者は、既に死亡している上、請求者は、同社に係る資料は全て処分したと陳述していることから、請求者の同社における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、前述の被保険者名簿及びオンライン記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 12 月 1 日から請求期間後の昭和 63 年 2 月 1 日までの期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した被保険者に係る健康保険の整理番号に欠番は見当たらないことから、請求者に係る被保険者記録が欠落したとは考え難い。

さらに、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。